資料2

（表紙）

第４次
かすがい
男女共同参画プラン

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

2027 年●月

春日井市

第１章　プランの策定にあたって 1
1　プラン策定の背景と趣旨 2
2　プランの位置づけ 3
3　プランの期間 4
4　持続可能な開発目標（SDGｓ）と 4

第２章　春日井市の男女共同参画の現状 5
1　統計資料から見る春日井市の現状 6
（１）人口・世帯の状況 6
（２）出生の状況 8
（３）女性の就業状況 9
（４）男女別家事育児時間 11
（５）子どもの保育の状況 12
（６）DV（配偶者等からの暴力）相談数について 13
（７）国際的にみた日本の男女格差の状況 13
（８）審議会等委員や管理職への女性の登用 14
2　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状 15
（１）職業生活について 15
（２）固定的な性別役割分担意識について 17
（３）子どもの教育について 18
（４）防災について 19
（５）DV 被害の状況 20
（６）性的マイノリティ（LGBTQ）について 21

第３章　春日井市における成果と課題 23
1　評価指標の達成状況 24
（１）指標の達成状況 24
2　春日井市における成果 26
3　春日井市における課題 27

第４章　プランのめざす方向 29
1　基本理念 30
2　目指す姿 31
3　基本目標 32
4　施策の体系 34

第５章　各施策の推進 37
基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会 38
基本目標Ⅱ　誰もが安心安全に暮らせる社会 43
基本目標Ⅲ　多様性を認め合える社会 47

第６章　プランの推進 51
1　プランの推進体制 52
2　プランの進捗管理 53

第１章

プランの策定にあたって

１　プラン策定の背景と趣旨

２　プランの位置づけ

３　プランの期間

４　持続可能な開発目標（SDGｓ）
　　と本プランとの関連について

1　プラン策定の背景と趣旨

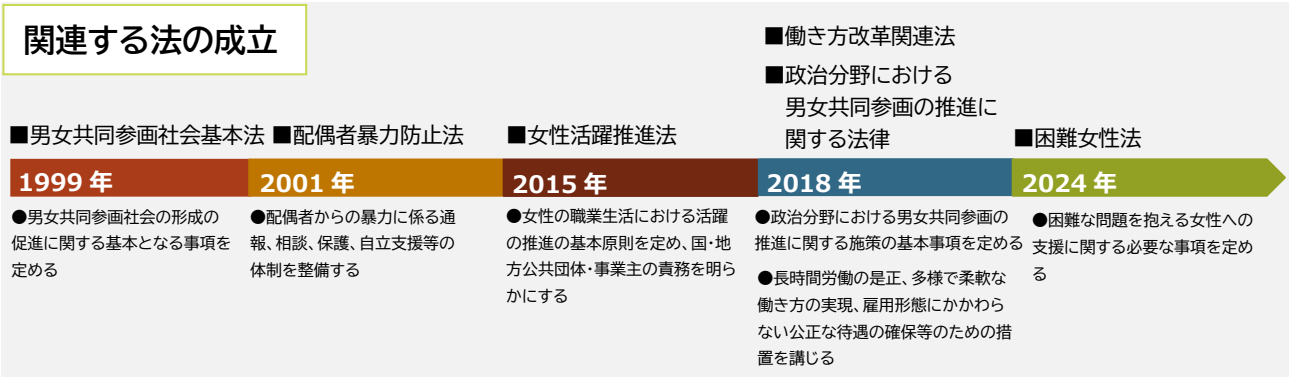
男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第２条）と定義されており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。2007年（平成19年）には「男女雇用機会均等法」、2010年（平成22年）には「育児・介護休業法」の一部改正がされました。さらに、2024年（令和６年）には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されるなど、関連する法制度の整備等、社会情勢の変化に対応した取組が求められています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル経済の一層の進展など、社会経済情勢が大きく変化しています。このような社会情勢の中、1987年（昭和62年）に「かすがい女性計画」（第１次）の策定から、2022年の「第３次かすがい男女共同参画プラン」まで、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきました。本市においては、女性の就業率について、いわゆるM字カーブが解消傾向であることなど、一定の成果をあげています。一方、男女ともに、理想に反して「家庭生活」や「地域・個人の生活」より仕事を優先しているといったワーク・ライフ・バランスの課題など、依然として解消されていない状況です。

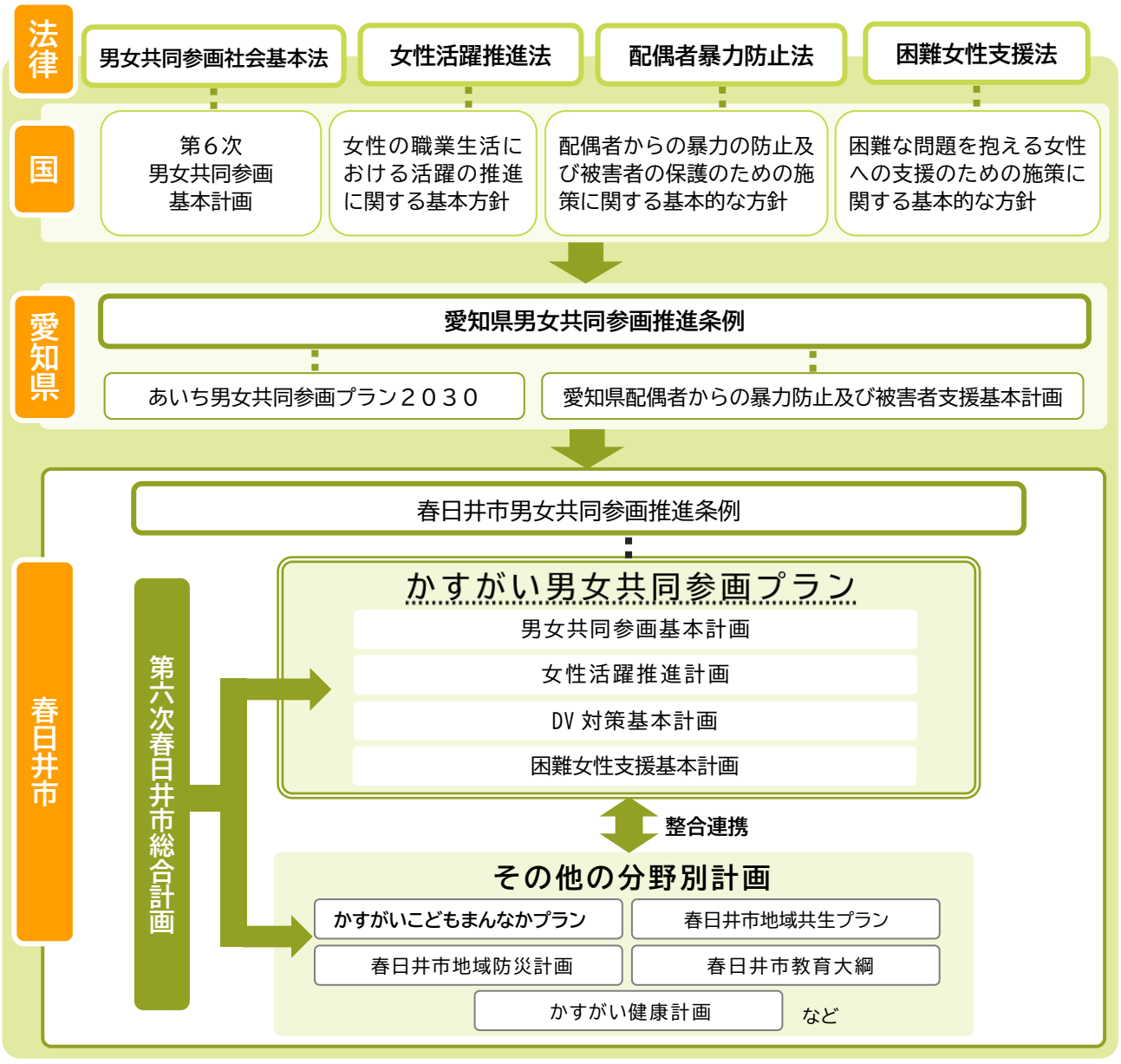
「第３次かすがい男女共同参画プラン」は、2027年（令和９年）３月に計画期間が終了することから、「第４次かすがい男女共同参画プラン」（以下、本プラン）を策定します。本プランでは、男性も含めた全ての人の両立支援（育児、介護、健康、学びなど）、多様で柔軟な働き方の推進など、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進します。

関連する法の成立



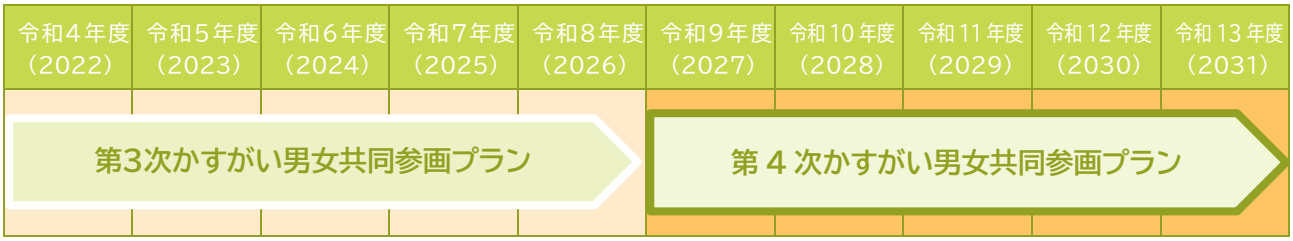
2　プランの位置づけ

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第３項及び春日井市男女共同参画推進条例第９条に基づき策定する市の基本計画です。
- 本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第６条第２項に基づく「市町村推進計画」です。
- 本プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」です。
- 本プランは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第８条第３項に基づく「市町村基本計画」です。
- 本プランは「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第６次男女共同参画基本計画」や愛知県の「あいち男女共同参画プラン２０３０」などを踏まえた計画です。



3　プランの期間

本プランの期間は、2027年度（令和９年度）から2031年度（令和13年度）までの５年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化やプランの進捗状況などに応じて、プランの見直しを行います。



4　持続可能な開発目標（SDGs）と本プランとの関連について

SDGsは、2015年９月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲットを設定しています。2030 アジェンダやわが国の「SDGs 実施指針」においても、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント は、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要」であり、すべてのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとしています。

本プランにおいては、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。



第２章

春日井市の男女共同参画の現状

１　統計資料から見る春日井市の現状

２　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状

1　統計資料から見る春日井市の現状

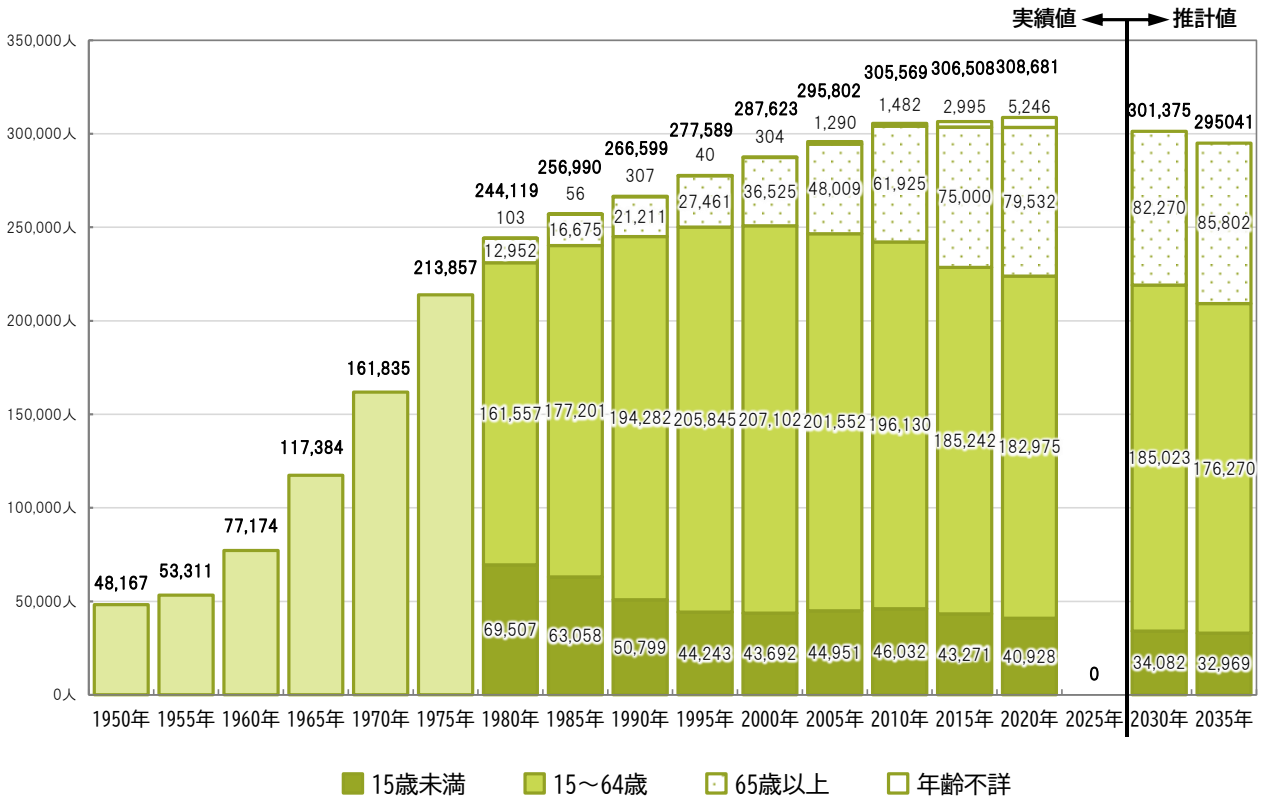
（1）人口・世帯の状況

春日井市の人口は近年まで増加傾向にあり、2010年以降は300,000人強で推移しています。年齢３区分別人口をみると、1980年以降15歳未満人口は減少傾向にあり、65歳以上人口は増加しています。2020年からの将来人口推計をみると、春日井市の人口は減少傾向にあります。また、65歳以上人口は微増が続き、2035年では総人口の約３割が65歳以上人口になることが予測されています。（図表１）

春日井市の人口ピラミッドでは、45歳から49歳の団塊ジュニア世代が突出しており、０～４歳人口の男性の約2.12倍、女性の約2.14倍となっています。（図表２）

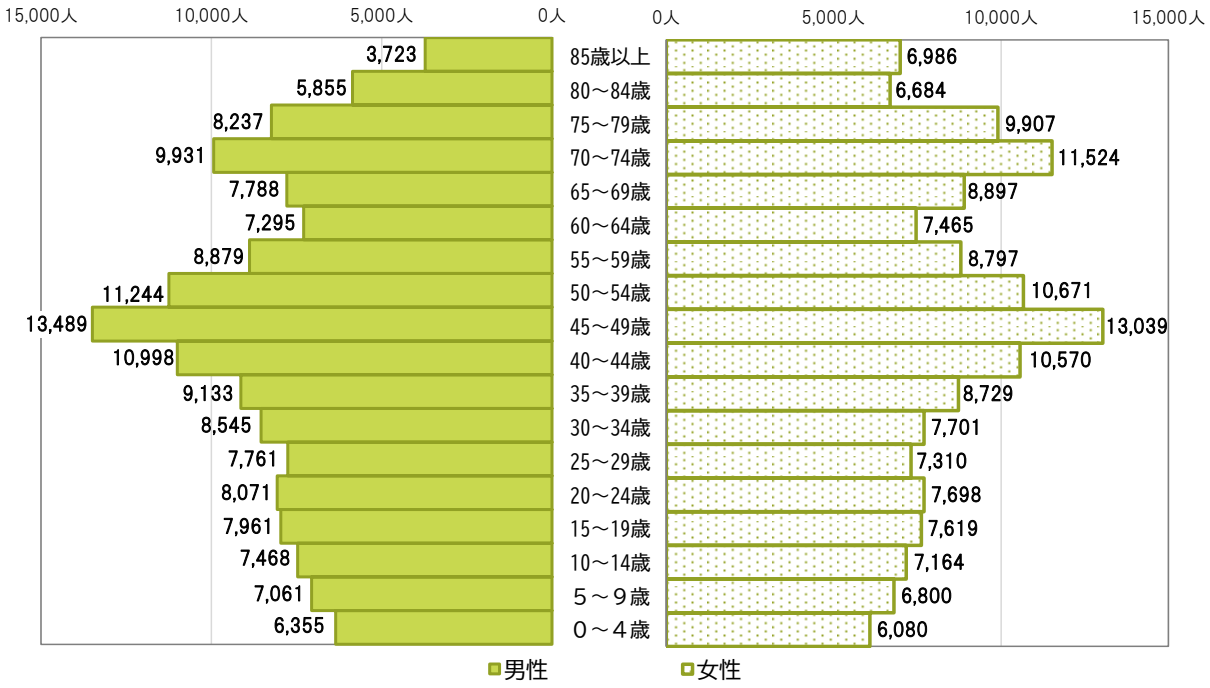
世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯や単独世帯が増加しています。（図表３）

図表 1　春日井市の年齢3区分別人口の推移



資料：2025年までは「国勢調査」（各年10月１日現在）、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2023年推計）に基づき作成

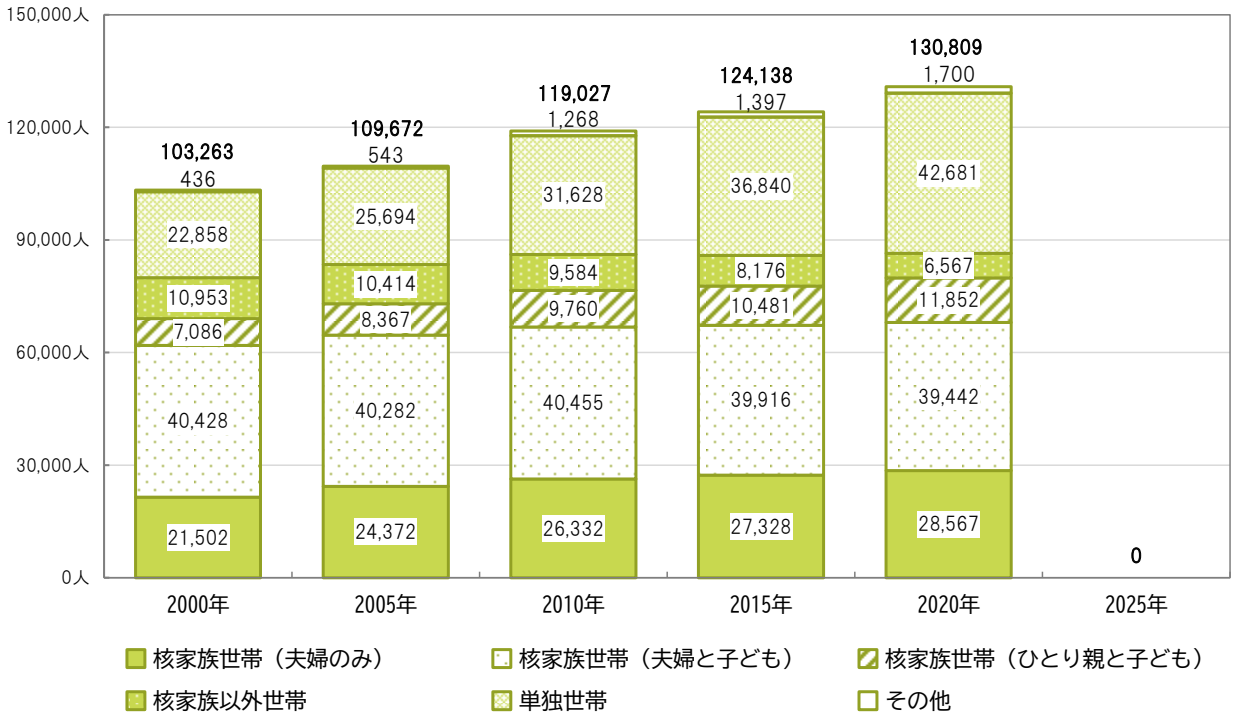
図表 2　春日井市の人口ピラミッド



※年齢不詳は含めない

資料：国勢調査（2020 年 10 月 1 日現在）

図表 3　春日井市の世帯家族類型の推移

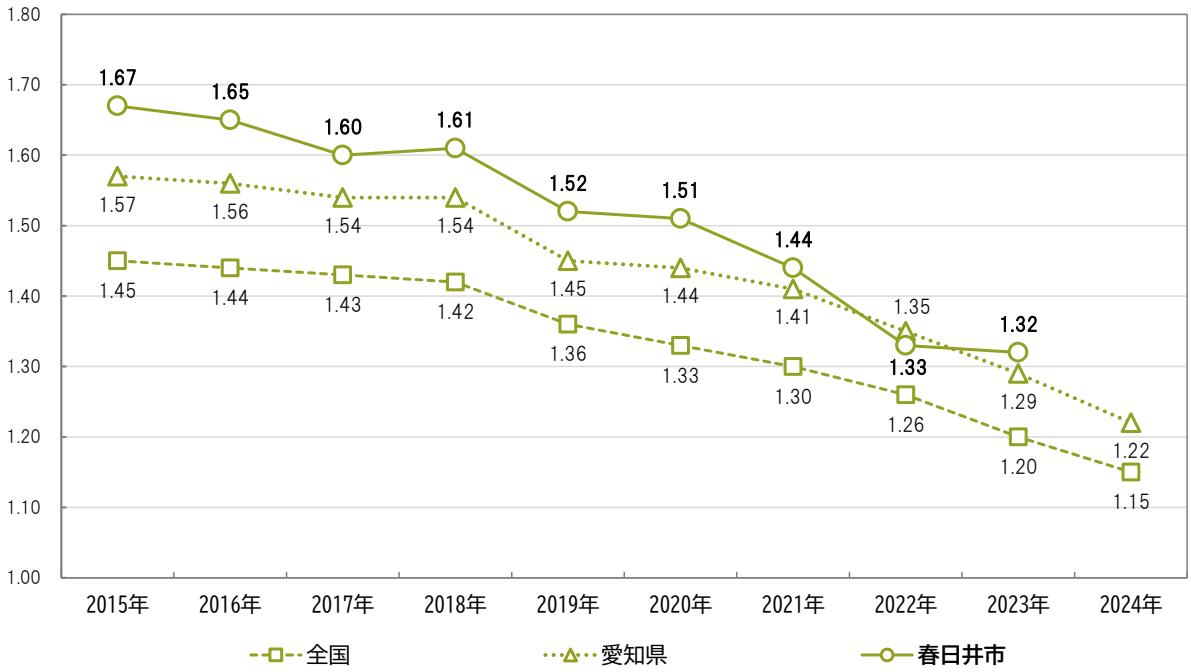


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（２）出生の状況

春日井市の合計特殊出生率は減少傾向にあります。全国平均や愛知県を上回る水準で推移していましたが、2021 年以降は愛知県とほぼ同率で推移しています。（図表４）

図表 ４　春日井市の合計特殊出生率の推移（国・県比較）



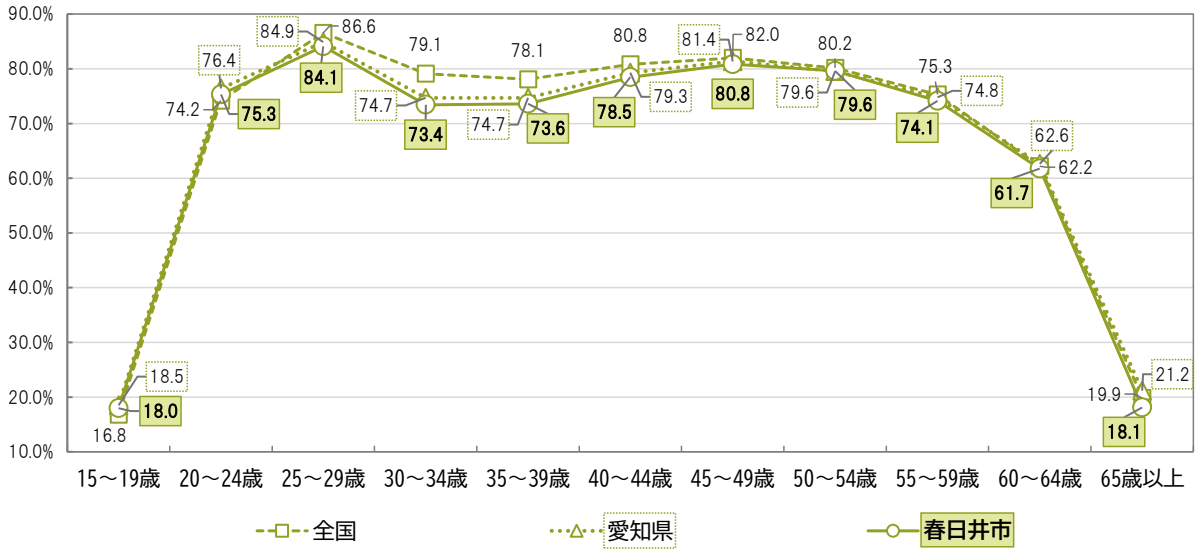
資料：国、県は人口動態統計、市は春日井市子育て推進課

（３）女性の就業状況

春日井市の女性の年齢階級別労働力人口比率は、国や愛知県と比較すると、M字カーブを示すくぼみの部分がやや深くなっています。本市の経年変化を見ると、15～19歳を除き、増加傾向にあります。また、30歳代を底とするM字カーブが徐々に浅くなってきており、出産や育児期に就労を離れる女性が少しずつ減少していることがわかります。（図表５、図表６）

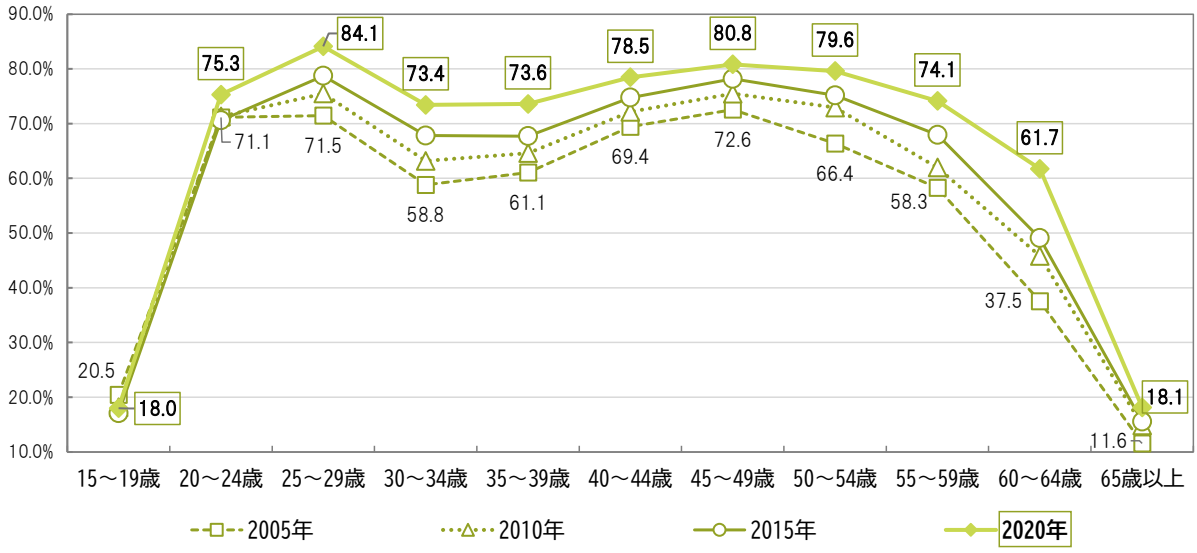
しかし、男女の平均月間現金給与総額を比較すると、男性を100とした時の女性の賃金比率は約５割前後を推移しています。また、女性の半数以上が非正規雇用者であり、男性の割合の約３倍となっていることから、女性が経済的困難に陥りやすいことがわかります。（図表７、図表８、図表９）

図表 5　春日井市の女性の年齢階級別労働人口の比率（国・県比較）



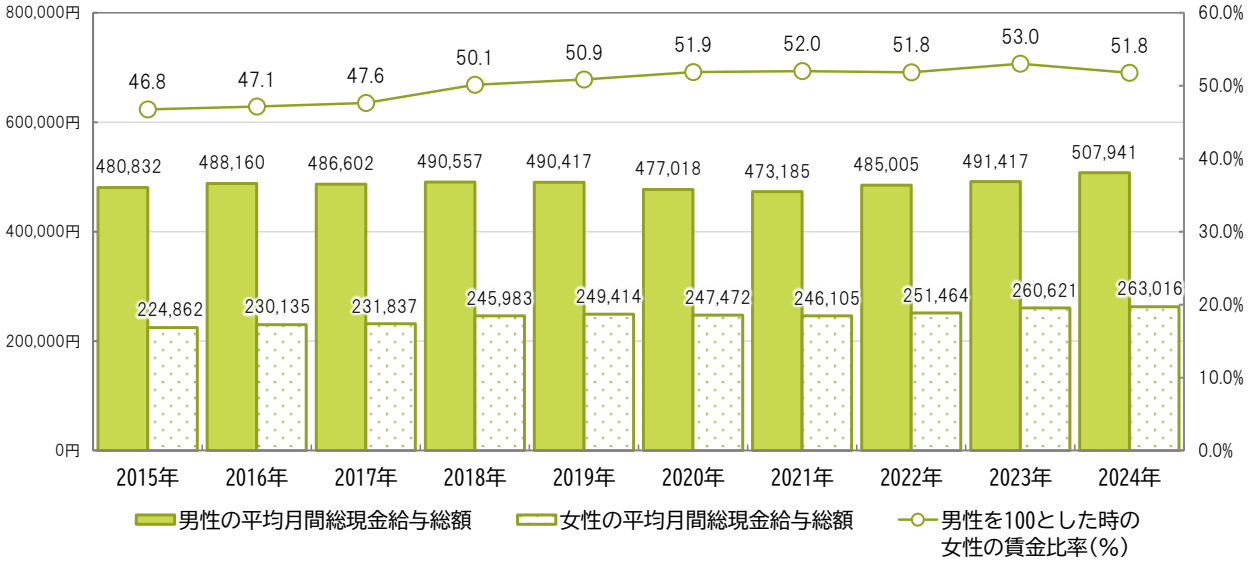
資料：国勢調査（2020 年 10 月１日現在）

図表 6　春日井市の女性の年齢階級別労働人口比率の推移



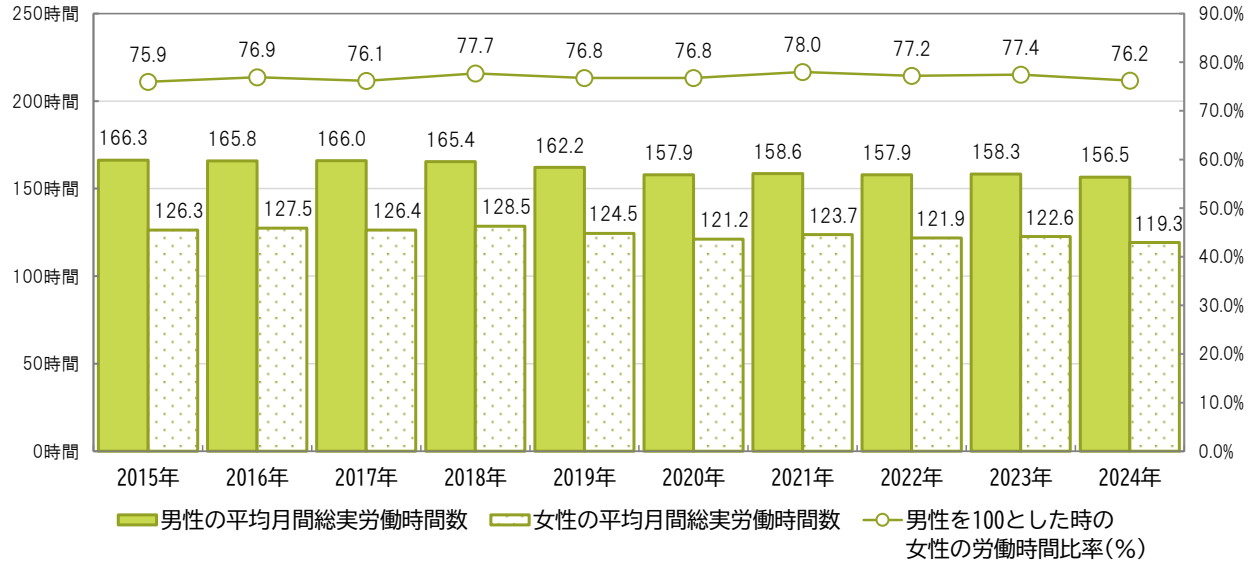
資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

図表 7　愛知県の常用労働者1人平均月間現金給与総額の推移



資料：あいちの勤労

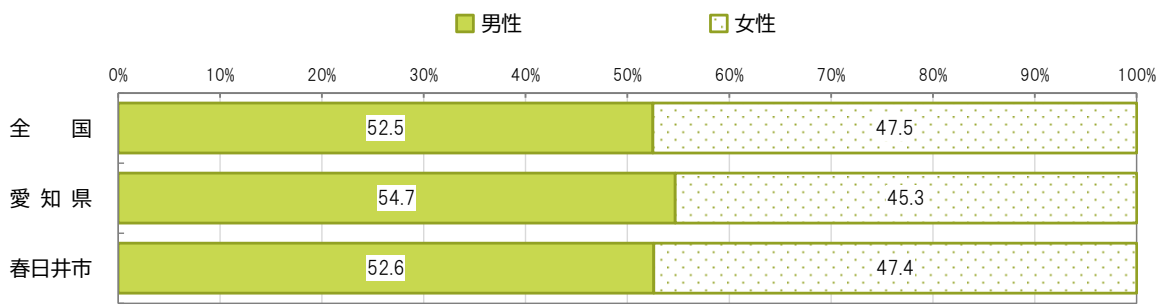
図表 8　愛知県の常用労働者1人平均月間総実労働時間数の推移



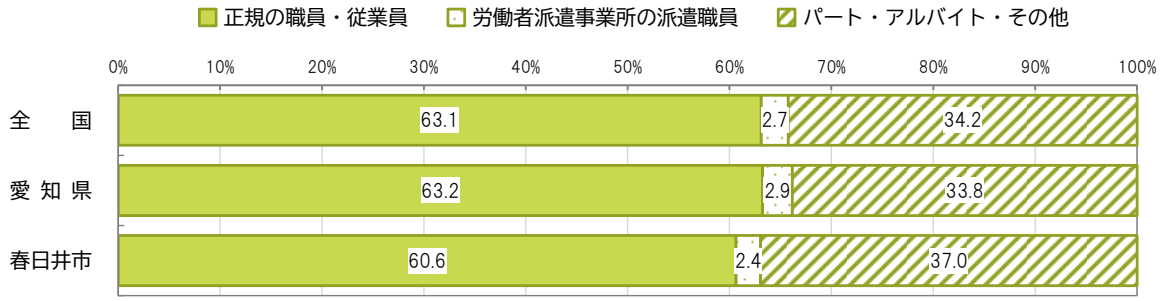
資料：あいちの勤労

図表 9　春日井市の男女別雇用形態の状況(国・県比較)

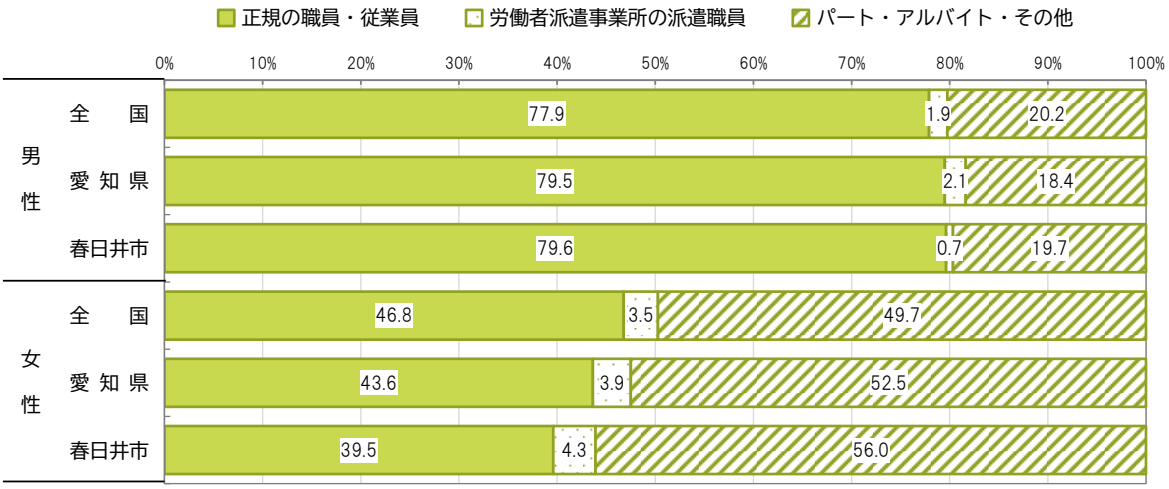
①男女別就業状況（全国・愛知県・春日井市）



②雇用形態別就業状況（全国・愛知県・春日井市）



③雇用形態別就業状況（男女別）（全国・愛知県・春日井市）

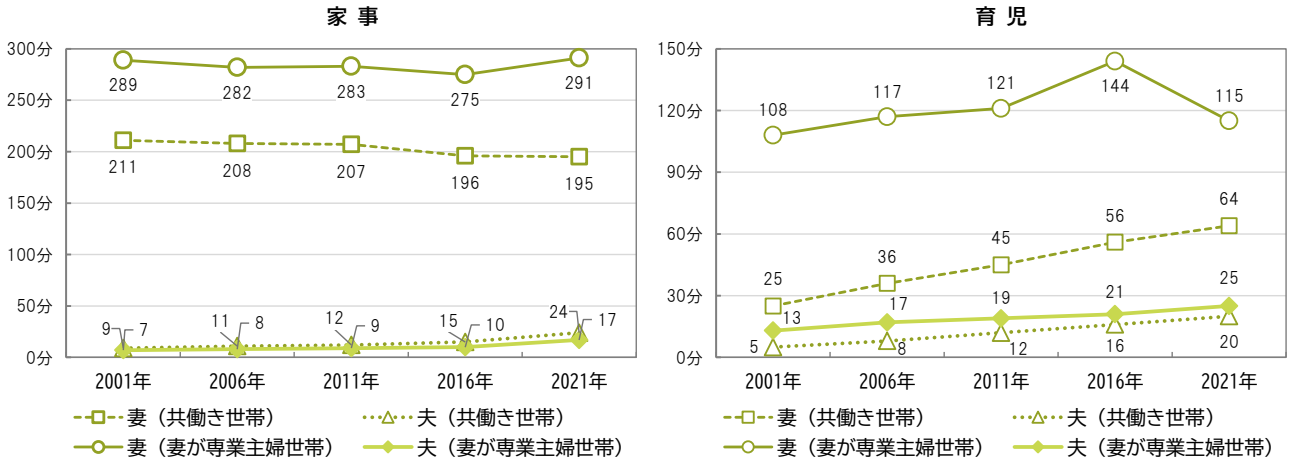


資料：就業構造基本調査（2022 年）

（4）男女別家事育児時間

男女別の家事、育児時間（週全体）の推移をみると、家事時間は共働き世帯か妻が専業主婦世帯かにかかわらず、夫が増加傾向となっています。育児時間については、妻が専業主婦世帯の妻を除いて、夫妻共に増加傾向となっています。（図表 10）

図表 10　全国の世帯類型別男女別家事育児時間(週全体)の推移



資料：社会生活基本調査

（５）子どもの保育の状況

2025年現在、市内には公立私立を合わせた保育園が53園、認定こども園が８園、小規模保育園が17園、私立の幼稚園が16園あります。

保育園等在園児数の推移をみると、2023年以降11,000人を下回り減少傾向にあります。

一方、３歳未満児の園児数は増加傾向にあり、３歳未満児人口に占める３歳未満の園児数の割合は増加しています。

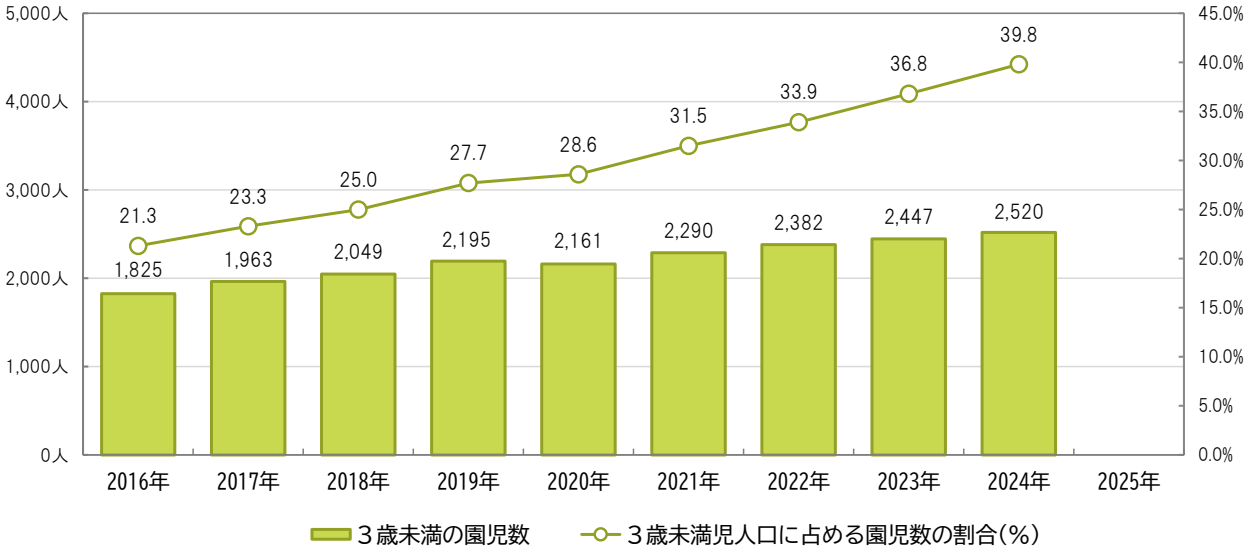
このことから、就労等により子どもが小さいうちから保育園に預ける保護者が増えていることがわかります。（図表11、図表12）

図表 11　市内の保育園･幼稚園･認定こども園に通う園児数の推移



資料：春日井市統計書、学校基本調査

図表 12　市内の3歳未満の園児数の推移

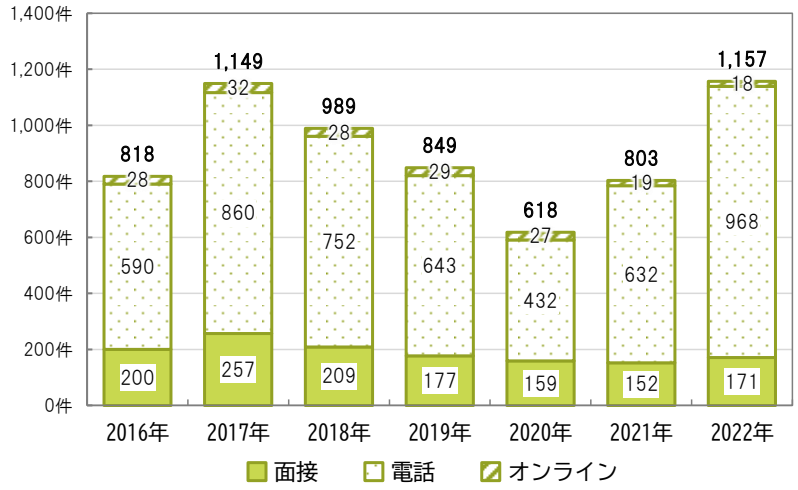


資料：春日井市統計書

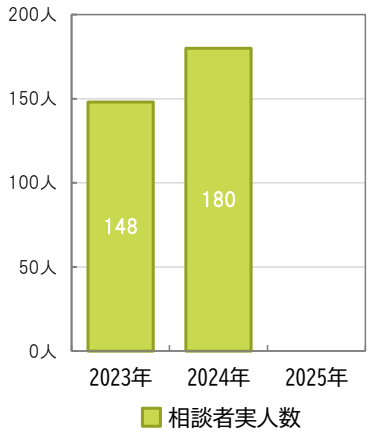
（6）DV（配偶者等からの暴力）相談数について

春日井市のDV相談件数については、2017年から2020年にかけて減少傾向にありましたが、2020年を境に増加傾向に転じています。（図表13）DV相談者実人数は、増加傾向にあります。（図表14）

図表 13　春日井市役所の DV 相談件数の推移（～2022 年）



図表 14　春日井市役所の DV 相談者実人数の推移（2023 年～）



資料：春日井市多様性社会推進課（～2022 年）、地域共生推進課（2023 年～）
注：2022 年までは相談件数、2023 年以降は相談者実人数

（7）国際的にみた日本の男女格差の状況

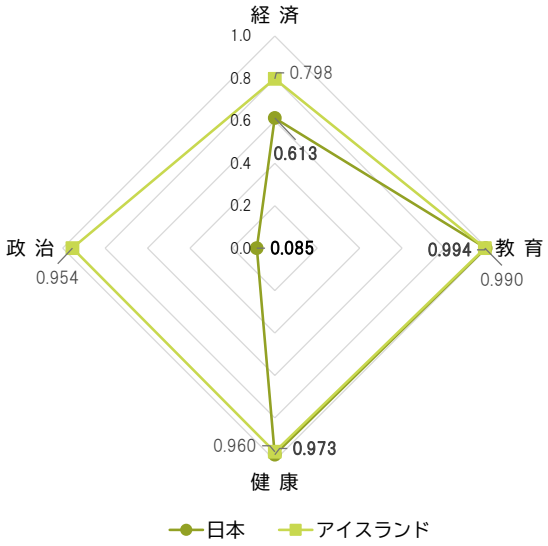
世界経済フォーラムが2025年に発表した、男女格差を測るジェンダーギャップ指数では日本は148か国中118位でした。１位のアイスランドと日本のスコアを比較すると、健康ではアイスランドを上回っており、教育の差は殆どありません。しかし、経済と政治におけるスコアは日本が大きく下回っており、日本の経済・政治分野における男女の格差が大きくなっています。（図表15、図表16）

図表 15　ジェンダーギャップ指数の上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	アメリカ	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
118	日本	0.666

資料：Global Gender Gap Report 2025

図表 16　日本とアイスランドの比較



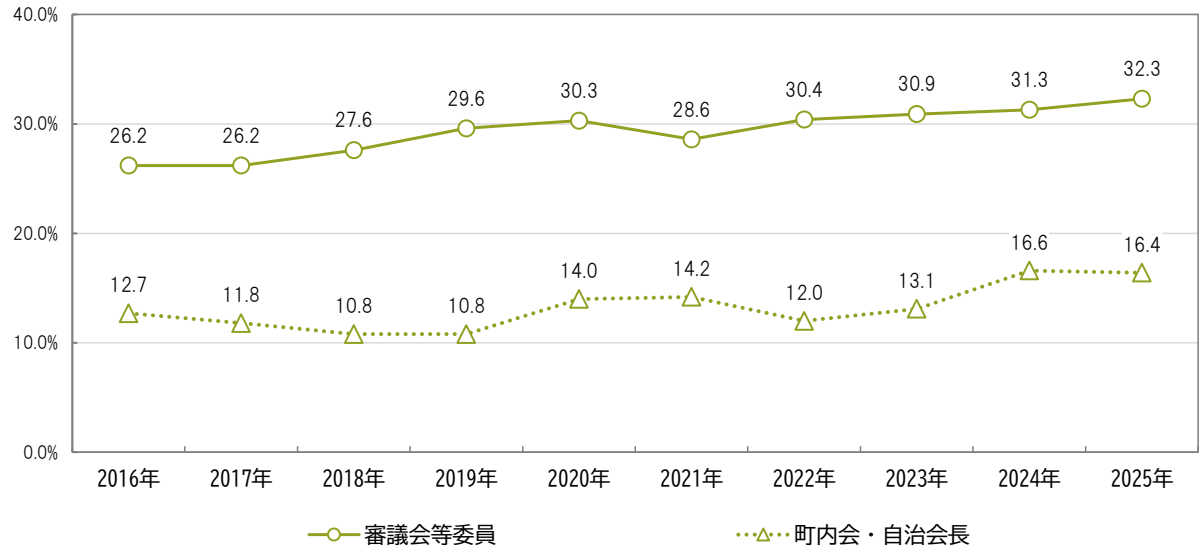
資料：Global Gender Gap Report 2025

（８）審議会等委員や管理職への女性の登用

本市における審議会等の委員に占める女性の割合や町内会長等に占める女性の割合は上昇してきたものの、審議会等委員で約３割、町内会長等で２割弱となっており、さらなる参画への推進が必要です。（図表17）

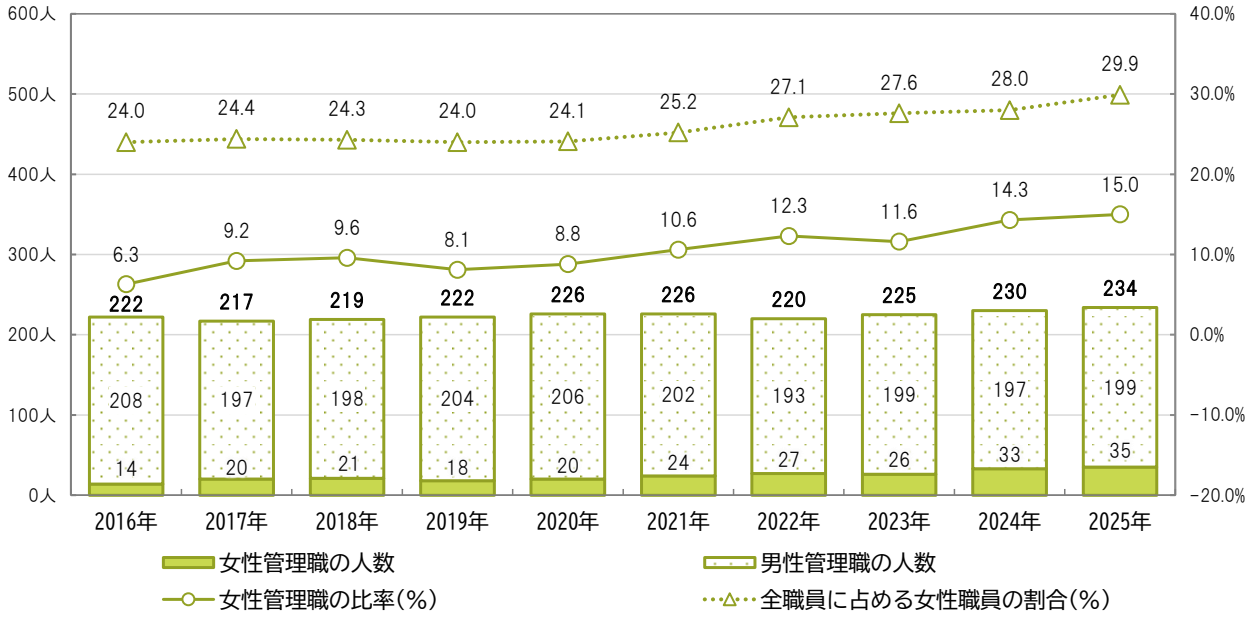
春日井市職員（行政職）の女性管理職の割合は、2016年と2025年を比較すると約２倍強となっています。全職員に占める女性職員の割合は、2025年には約３割まで増加しています。（図表18）

図表 17　春日井市の審議会等委員及び町内会長等の女性の割合



資料：春日井市市民生活課、多様性社会推進課

図表 18　春日井市職員(行政職)の女性管理職の推移



資料：春日井市人事課

2　「男女共同参画に関する市民意識調査」から見る現状

市民の男女共同参画社会に対する考えや実情を幅広く把握するため、2025年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

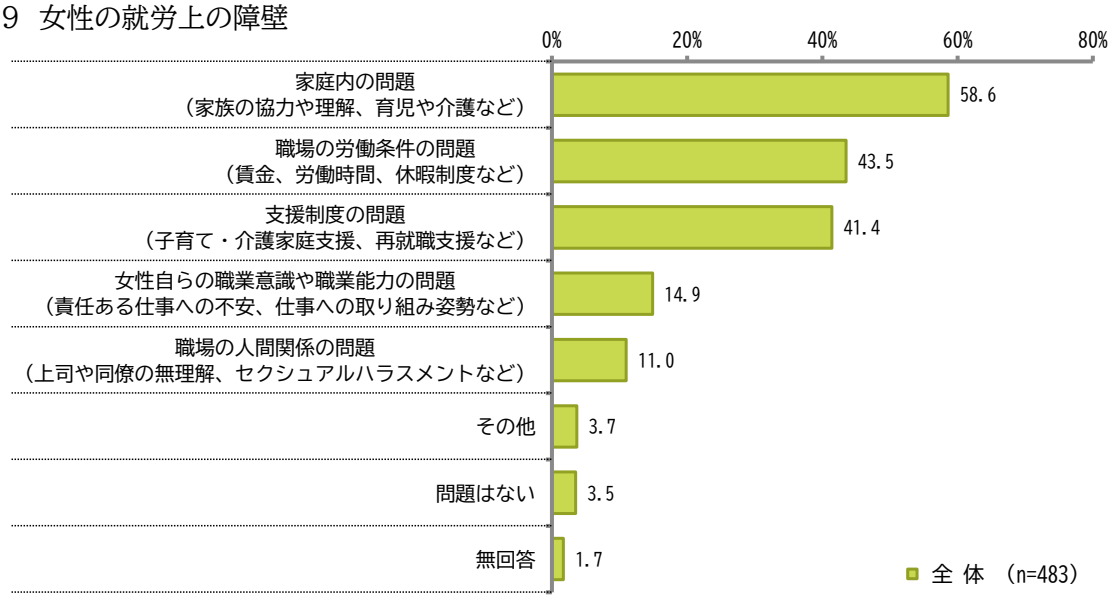
（1）職業生活について

市民意識調査をみると、女性の職業生活で障壁となっているものとしては、「家庭内の問題」「支援制度の問題」などの社会的な環境があげられていることからも、働く意欲や能力を持っていながら、家事・育児などの家庭生活の負担から仕事を辞めたり、諦めたりする女性も少なくないことがうかがえます。「職場の労働条件の問題」もあげられており、社会的な環境とあわせて労働条件の整備が課題となっています。（図表19）

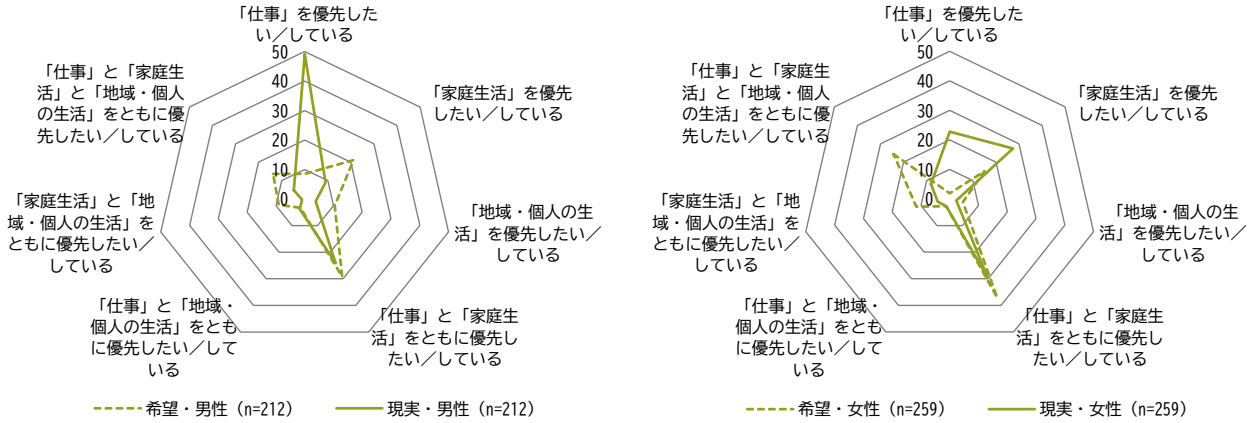
また、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実をみると、最も理想と現実の差が大きいのは、男女ともに「「仕事」を優先したい／している」となっています。理想に反して仕事を優先している現状があります。（図表20）

男女共同参画社会形成のために市が力を入れていくべきことは、「仕事と家庭の両立のための職場における支援を促進する」が最も高くなっています。（図表21）

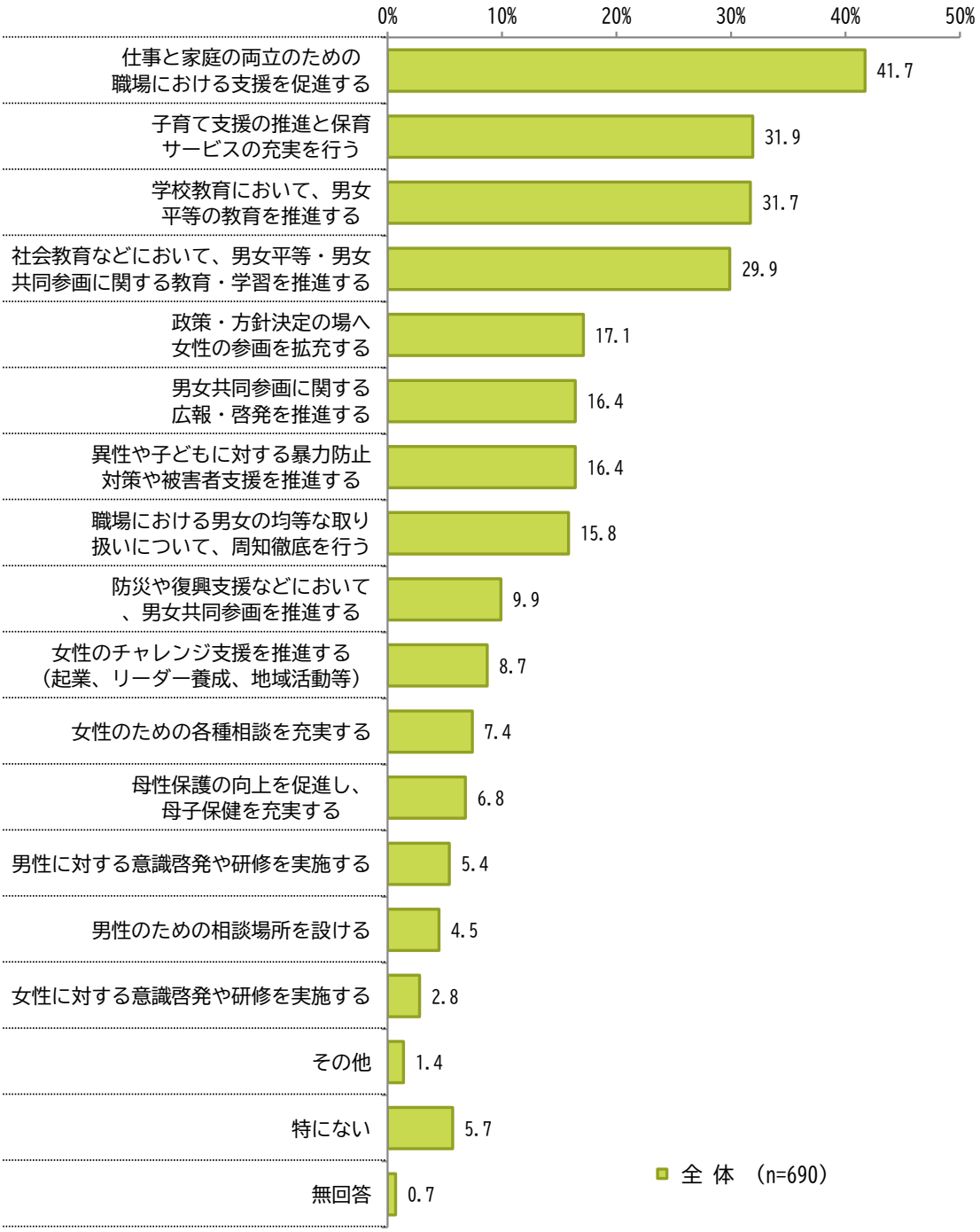
図表 19　女性の就労上の障壁



図表 20　ワーク･ライフ･バランス【希望と現実(性別)】



図表 21　男女共同参画社会形成のために市が力を入れていくべきこと

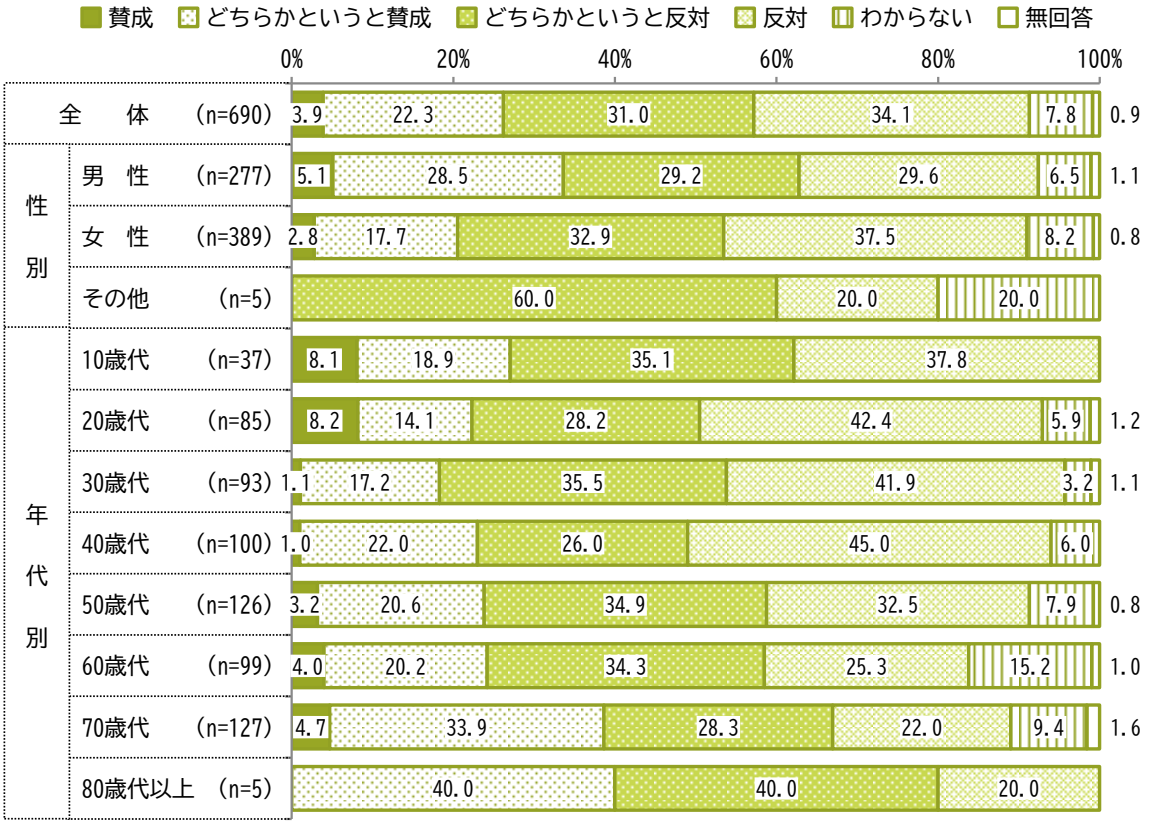


（２）固定的な性別役割分担意識について

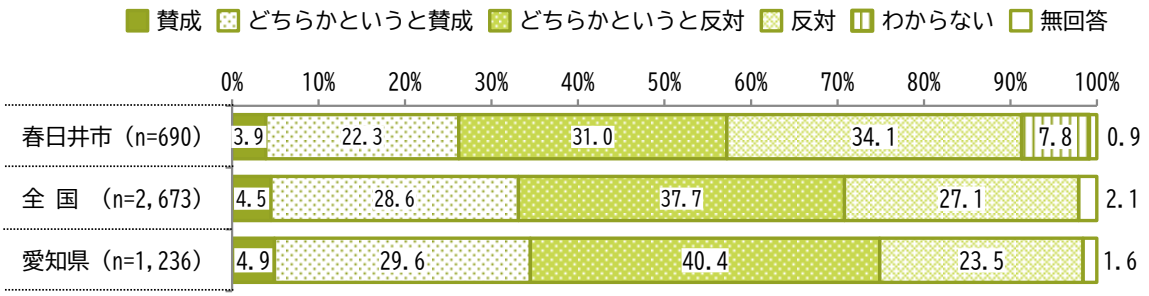
市民意識調査をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別役割分担を固定する考え方について、「賛成」「どちらかというと賛成」が26.2%、「反対」「どちらかというと反対」が65.1%となっており、反対派は過去最高となっています。しかし、性別や年代によって考え方には差があります。（図表21）

全国や愛知県の調査と比較すると、「賛成」の割合は全国・県よりも低く、「反対」の割合は全国・県よりも高くなっています。このことからも、　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方の人が多いことがわかります。（図表22）

図表 22 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



図表 23 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（国・県との比較）

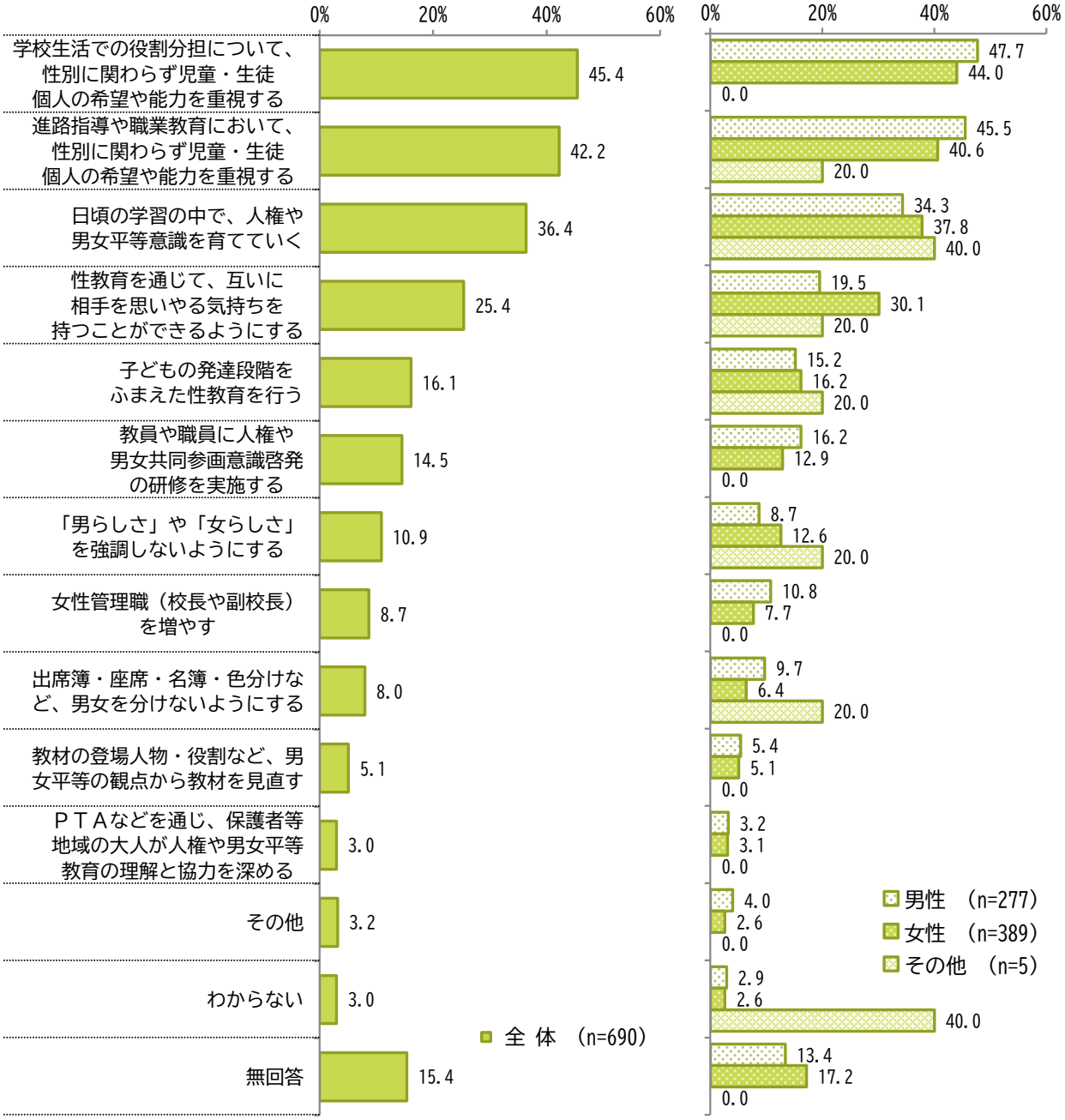


資料　春日井市：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2025年７月）
全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2024年９月）
愛知県：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年８月）

（3）子どもの教育について

市民意識調査をみると、教育現場における男女共同参画の推進について、「学校生活での役割分担について、性別に関わらず児童・生徒個人の希望や能力を重視する」が最も高くなっています。「性教育を通じて互いに相手を思いやる気持ちを持つことができるようにする」については、性別で最も差があり、女性の回答が高くなっています。（図表24）

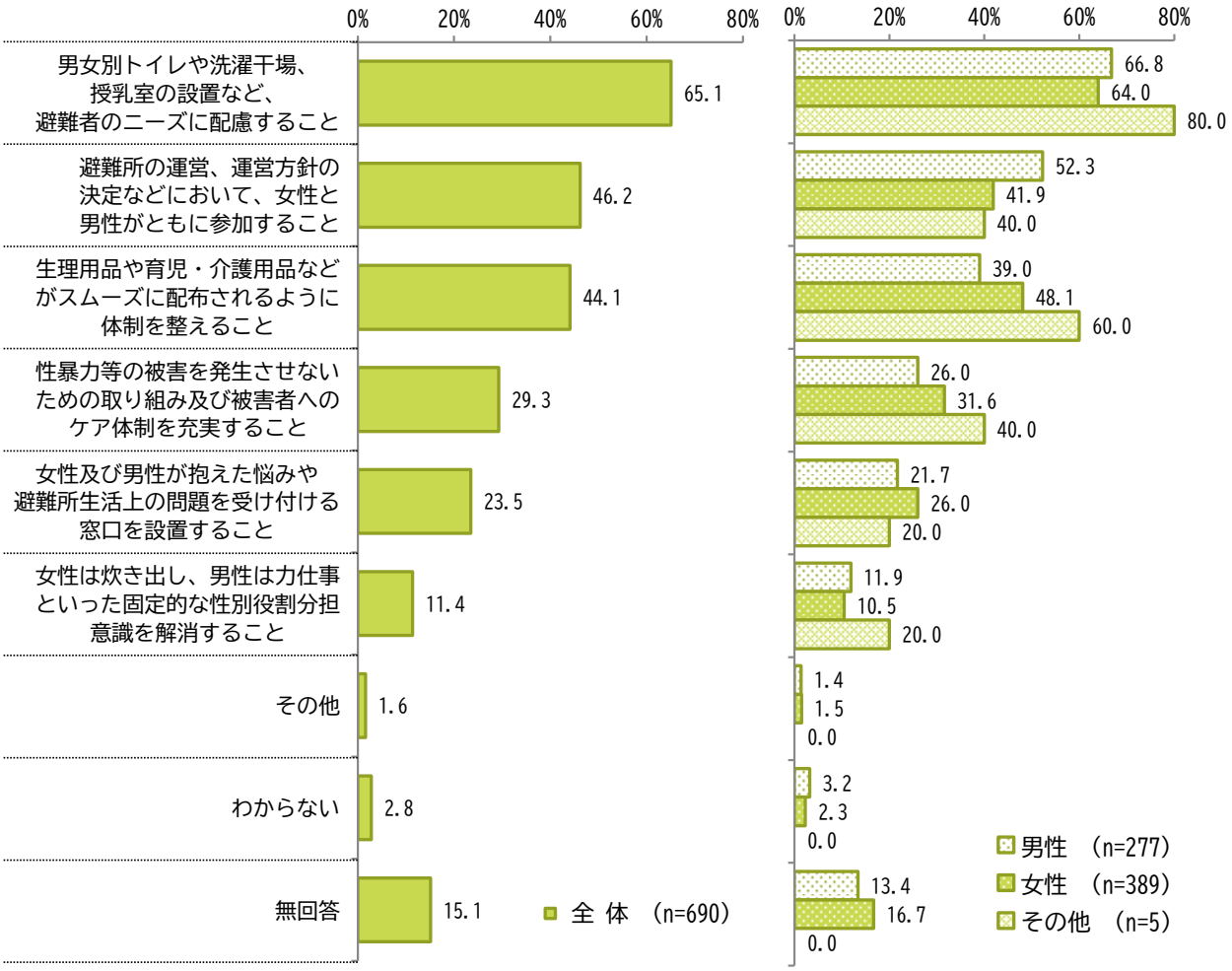
図表 24　教育現場における男女共同参画の推進に必要なこと



（4）防災について

市民意識調査をみると、避難所運営において、避難者のニーズに配慮することが必要だとする割合が約65%、避難所運営、運営方針の決定過程への女性の参画が約46%と高くなっており、防災対策等に対してジェンダーの視点の反映が強く求められています。「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」については、男性の回答が高く、「生理用品や育児・介護用品などがスムーズに配布されるように体制を整えること」については、女性の回答が高くなっています。（図表25）

図表 25　避難所運営において必要なこと



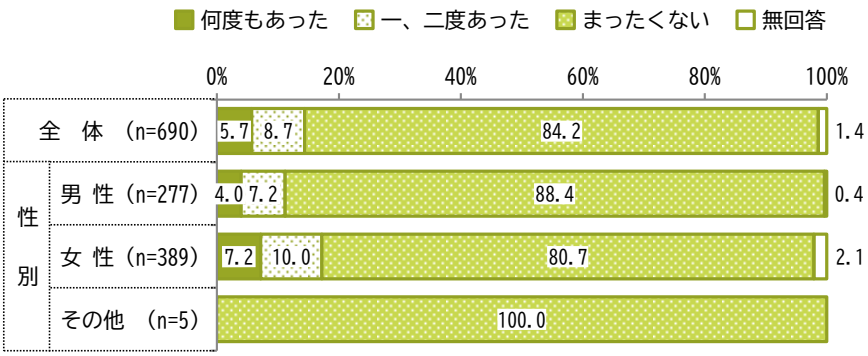
（５）DV 被害の状況

市民意識調査をみると、恋人や配偶者からのDV被害について、回答者のうち約７人に１人が何らかのDVを受けたことがあると回答しており、男性より女性が多くなっています。（図表26）

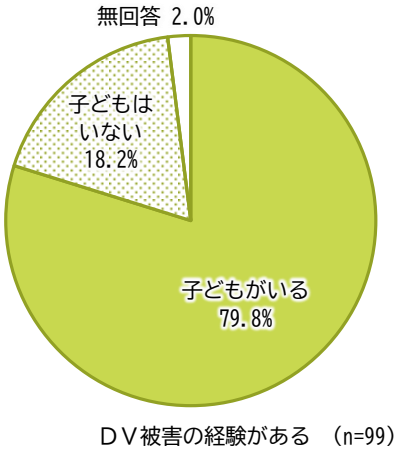
また、DV被害者のうち約８割の人に子どもがおり、子どもの面前でのDVによる心理的虐待の可能性が高く子どもへの影響が懸念されます。（図表27）

暴力の種類でみると、精神的な暴力の割合が最も高くなっています。（図表28）

図表 26　DV 被害の経験

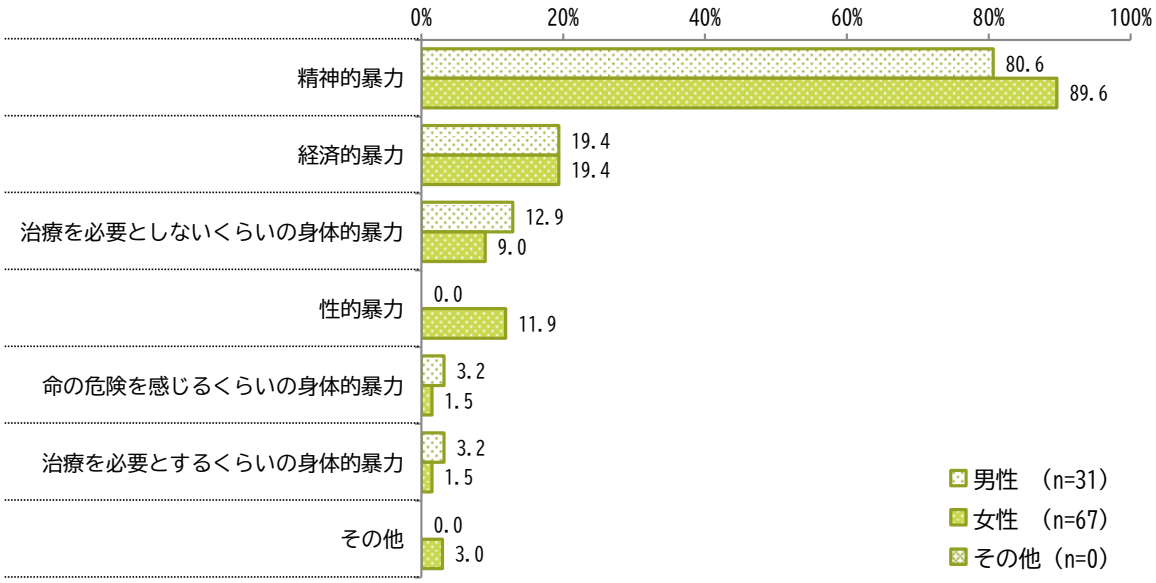


図表 27　子どもの有無（DV 被害の経験者）



ＤＶ被害の経験がある　（n=99）

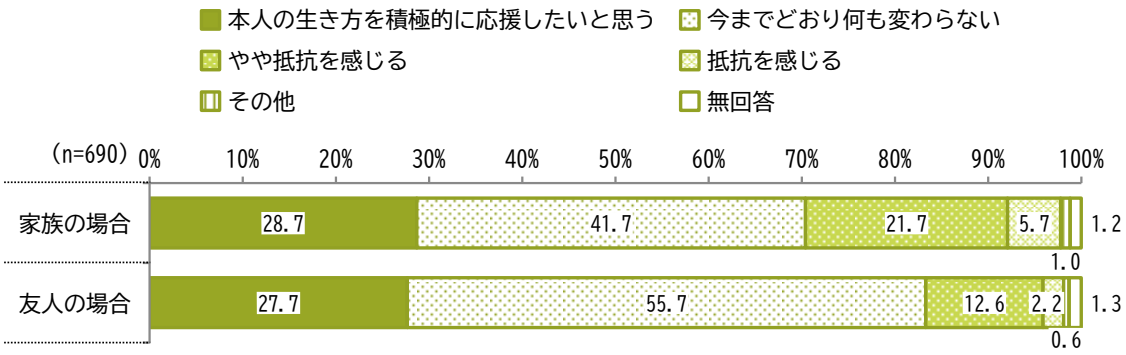
図表 28　暴力の種類（男女別）



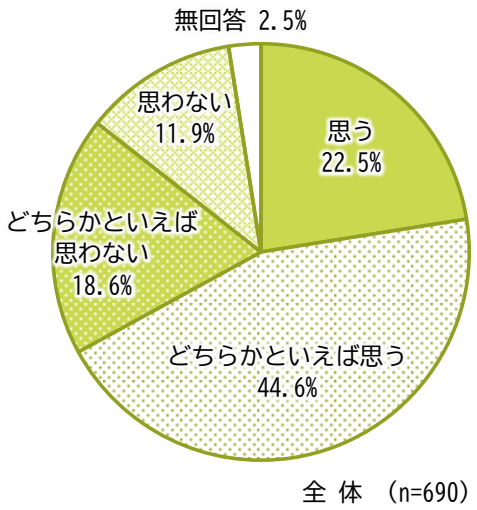
（６）性的マイノリティ（LGBTQ）について

市民意識調査をみると、身近な人から性的マイノリティ（LGBTQ）であることを打ち明けられたら好意的に受け入れる割合は高くなっている一方で（図表29）、偏見や差別等によって性的マイノリティ(LGBTQ)が生活しづらい社会になっていると回答した人は67.1％と約３人に２人が感じています。（図表30）

図表 29　身近な人からカミングアウトされたらどうするか



図表 30　性的マイノリティ(LGBTQ)が生活しづらいと思うか



第３章

春日井市における成果と課題

１　評価指標の達成状況

２　春日井市における成果

３　春日井市における課題

1　評価指標の達成状況

（1）指標の達成状況

前プランで設定した評価指標の達成状況は次のとおりです。

＜評価区分の判定基準＞

評価区分	評価基準	判定基準
達成	目標達成	2025年度目標値を達成
改善	目標未達成だが改善	2025年度目標値が未達成だが、2020年度実績値より改善もしくは同水準
後退	悪化（未改善）	2025年度目標値が未達成かつ、2020年度実績値より悪化

項　目　名		実績値		目標値	達成状況
		2020年	2025年	2026年	
目標Ⅰ	【市民意識調査】 職場において男女平等であると感じている市民の割合	16.7%		25.0%	
	審議会等への女性の登用率	28.6%		40.0%	
	女性のいない審議会等の数	2		0	
	【市民意識調査】 地域活動の場で男女平等であると感じている市民の割合	34.2%		45.0%	
	町内会・自治会長の女性の割合（参考指標）	14.2%		―	
	小中学校のＰＴＡ会長の女性の割合（参考指標）	26.9%		―	
	安心・安全まちづくりボニターの女性の割合	26.6%		40～60%	
	【市民意識調査】 ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う市民の割合	53.6%		65.0%	
	【市民意識調査】 家事等を夫婦とも同じぐらい行っている市民の割合（該当しない、無回答を除く）	家事21.9% 育児42.0% 介護39.6%		家事30.0% 育児50.0% 介護 50.0%	
	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	28 社		31 社	
	小学校区における放課後児童クラブ等設置率（子どもの家、民間児童クラブ及び児童の居場所確保事業）	94.6%		100%	
	市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）※	10.3%		12.0%	
	市男性職員の育児休業取得率	11.8%		12.0%	
	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	77.9%		90.0%	

項　目　名		実績値		目標値	達成状況
		2020 年	2025 年	2026 年	
目標Ⅱ	【市民意識調査】 最近５年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある市民の割合	16.3%		10.0%以下	
	【市民意識調査】 DV 相談窓口を知っている市民の割合	30.4%		40.0%	
	DV 相談件数（参考指標）	618 件		―	
	【市民意識調査】 性的マイノリティ（LGBTQ）にとって生活しづらい社会と思う市民の割合	74.4%		65.0%以下	
	母子・父子家庭自立相談件数（参考指標）	1,848 件		―	
	乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 17.6% 子宮がん 10.4%		乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%	
	特定健診の受診率（国民健康保険被保険者）	30.0%		50.0%	
目標Ⅲ	【市民意識調査】 社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	11.5%		20.0%	
	【市民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の市民の割合（参考指標）	53.6%		―	
	【市民意識調査】 学校教育の場で男女平等であると感じている市民の割合	52.0%		65.0%	

2　春日井市における成果

❶

❷

❸

❹

❺

❻

3　春日井市における課題

❶

❷

❸

❹

❺

❻

❼

第４章

プランのめざす方向

１　基本理念

２　目指す姿

３　基本目標

４　施策の体系

1　基本理念

本プランは、第六次春日井市総合計画の将来像である「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」を踏まえつつ、春日井市男女共同参画推進条例における５つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

春日井市男女共同参画推進条例第3条

【基本理念】

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3）施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

（5）国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組みは、世界的視野のもとに行われること。

2　目指す姿

本プランにおいては、「互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会」を目指す姿として掲げ、男女共同参画社会実現のための取組を推進します。

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

3　基本目標

これまでの課題分析を踏まえて、本プランを推進していくにあたり、３つの「基本目標」を掲げます。

（１）　基本目標１

（２）　基本目標２

（３） 基本目標３

4　施策の体系

目指す姿	基本目標	基本的施策
互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会	基本目標Ⅰ あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会	①全ての人が希望する働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの推進
		②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③生涯を通じた健康づくり支援
	基本目標Ⅱ 誰もが安心安全に暮らせる社会	①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実
		②人権の尊重と困難を抱える人への支援
		③ジェンダーの視点からの防災の取組
	基本目標Ⅲ 多様な選択を認め合える社会	①女性・若者に選ばれる地域づくり
		②教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

※基本目標欄には、SDGsの17の目標のうち、関連する目標を明記しています。

3つの「基本目標」、8の「基本的施策」、41の「取組」を体系化し、本プランを着実に推進していきます。

取組

①働き方改革の推進
②子育て・保育サービスの充実
③介護サービス・介護予防サービスの推進
④仕事と家庭生活との両立のための取組
⑤女性が働きやすい職場環境の整備
⑥働き方の見直しに向けた取組
⑦能力適性の発揮に向けた取組

⑧審議会などへの女性委員の積極的登用
⑨事業者などへの 女性の参画促進・啓発
⑩男女共同参画を推進する人材の育成

⑪育児相談・保健指導の充実
⑫心身の健康保持・増進のための環境整備
⑬性差を考慮した相談体制の充実
⑭男性の主体的な家事・育児・介護の促進
⑮リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
⑯性・命に関する教育の充実

⑰DVに対する正しい知識の普及・啓発
⑱DV相談・被害者支援
⑲ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援
⑳セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進
㉑メディアリテラシーの向上

㉒性の多様性への理解促進
㉓高齢者・障がい者への支援
㉔ひとり親家庭への支援
㉕在住外国人への支援

㉖防災活動への男女共同参画の推進
㉗防災の現場（避難所）におけるジェンダーの視点を

㉘商工業・農業などの自営業における女性の活躍促進
㉙安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大
㉚起業・フリーランスなどへのチャレンジ支援
㉛就業・キャリアアップのための支援
㉜事業者などに対する啓発と取組への支援
㉝男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進
㉞男女共同参画拠点施設（レディヤンかすがい）の事業の充実
㉟市関連施設の環境整備

㊱アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消に向けた啓発
㊲子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進
㊳ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供
㊴教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透
㊵行政情報紙・刊行物などにおける性差別表現の排除
㊶広報・HP などを活用したジェンダー平等意識の啓発と情報提供

第５章

各施策の推進

１　基本目標Ⅰ
あらゆるライフステージで
希望する生き方ができる社会

２　基本目標Ⅱ
誰もが安心安全に暮らせる社会

３　基本目標Ⅲ
多様な選択を認め合える社会

基本目標Ⅰ　あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会

SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ

基本的施策①　全ての人が希望する働き方を選択できる

ワーク・ライフ・バランスの推進

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
1			
2			
3			
4			

No.	取組	主な内容	担当課
5			

推進のための数値目標

項　目　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

Topics

基本的施策②　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
6			
7			

推進のための数値目標

項　　目　　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

基本的施策③　生涯を通じた健康づくり支援

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
8			
9			
10			
11			

推進のための数値目標

項　　目　　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

Topics

基本目標Ⅱ　誰もが安心安全に暮らせる社会

SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ

基本的施策①　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
12			
13			
14			
15			

No.	取組	主な内容	担当課
16			
17			

推進のための数値目標

項　　目　　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

基本的施策②　人権の尊重と困難を抱える人への支援

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
18			
19			
20			
21			

推進のための数値目標

項　目　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

基本的施策③　ジェンダーの視点からの防災の取組

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
22			
23			

推進のための数値目標

項　　目　　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

基本目標Ⅲ　多様性を認め合える社会

SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ　SDGs ロゴ

基本的施策①　女性・若者に選ばれる地域づくり

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
24			
25			

推進のための数値目標

項　目　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

Topics

基本的施策②　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

方　向　性

No.	取組	主な内容	担当課
26			
27			
28			

推進のための数値目標

項　目　名	現状値 令和７年度 （2025年度）	目標値 令和１３年度 （2031年度）

第６章

プランの推進

１　プランの推進体制

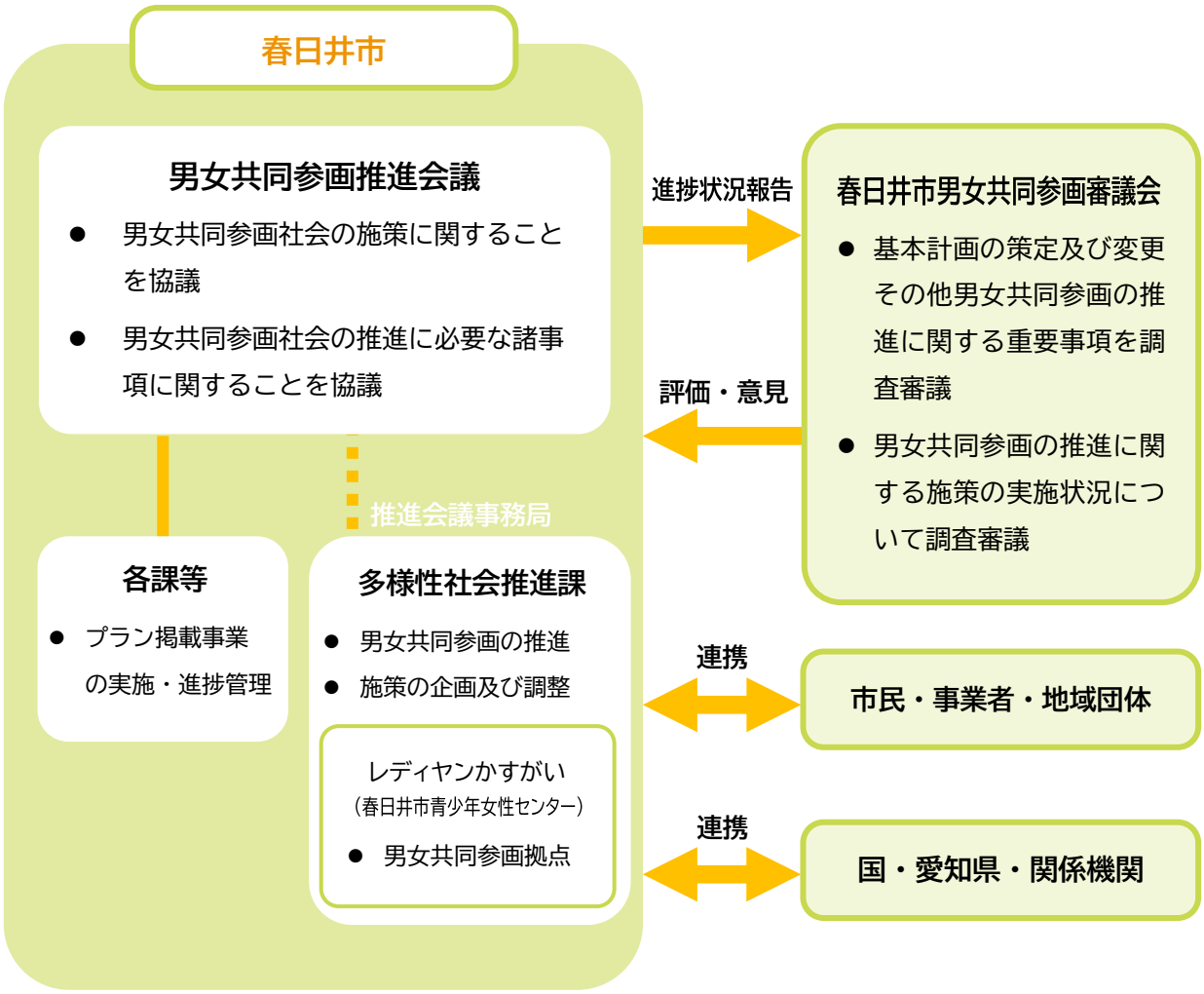
２　プランの進捗管理

1 プランの推進体制

本プランの施策は様々な分野にまたがるため、全庁的な課題として共通認識を浸透させることが重要です。そのため、市の推進体制である「春日井市男女共同参画推進会議」が中心となって、庁内の連携を強化し、横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開を図ります。

また、「春日井市男女共同参画推進条例」に基づき設置した「春日井市男女共同参画審議会」において計画の推進に向けた意見を幅広く聴取し、施策の効果的な推進を図ります。

なお、本プランの推進のあたっては、市民、事業者、地域団体等との連携による一体的な取組みを強化・推進していきます。



2 プランの進捗管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、春日井市男女共同参画審議会に報告します。春日井市男女共同参画審議会での推進状況の確認、評価結果をもとに必要に応じて事業の改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、毎年市民に公表します。

こうした「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「調査・評価（Check）」、「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

